

# 規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 埼玉県規則第五十号

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成六年埼玉県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「の印鑑登録証明書」を「が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類」に改める。

様式第五号中

II	印鑑

を

II	印鑑

を

II	印鑑

（白署）

	登録印鑑

を

II	（白署）

	入居権利者との関係

を

	（白署）

を「が本人であることを確認するために必要な書類」に改める。

様式第五号中「入居権利者氏名」を「入居権利者氏名（白署）」に改め、「印」

住所 フリガナ 氏名 入居権利者との関係	登録印
-------------------------------	-----

住所 フリガナ	新緊急時等連絡先
------------	----------

鑑

氏名(自署)  
入居権利者との関係

に改め、同様式の備考中「の印鑑登録証明書」や「が本人であることを確認するために必要な書類」を改める。

様式第十八号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名(自署)」に改める。

様式第二十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。